**平成２４年（フ）第７号**
神戸市西区今寺31番地の１　サンシティ今寺202号、旧住所神戸市西区井吹台東町１丁目９番地の２
債務者　坂上　夏樹
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第８号**
兵庫県明石市大久保町西島610番地の９　エクセランス大久保Ｉ番館503号
債務者　小林　昭子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第９６６号**
千葉県野田市山崎2523番地の７
債務者　葛綿　二郎
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１０５６号**
北九州市八幡西区上上津役４丁目３番２―502号　福宮智惠子方
債務者　筑波　友章
１　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４号**
北九州市八幡西区友田３丁目１番４―207号
債務者　仲川　美幸（旧姓田畑）
１　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第５４３号**
沖縄県糸満市字糸満1954番地平成アパート南組302号
債務者　嶺井　真弓
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第５６３号**
沖縄県那覇市古波蔵４丁目７番５―205号古波蔵アパート
債務者　佐野　高義
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１８号**
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目208番地　金城アパート303
債務者　瀬名波大輔
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第７号**
青森県東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干12番地
債務者　松橋良志夫
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３号**
青森市大字石江字三好106番地22　Ｎハイツ201号
債務者　山内　千穂
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５９号**
長野県上田市住吉610番地１　メゾン21住吉Ｂ棟Ｂ―103号室、住民票上の住所長野県上田市諏訪形961番地　３号棟
債務者　高田　慧一
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１７０号**
長野県上田市岡741番地１
債務者　古平　光成
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１８３号**
長野県東御市滋野乙2160番地３　東信ハイツＥ211、前住所長野県東御市和7985番地６
債務者　下島　栄治
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１８５号**
長野県上田市上田2517番地１　ワタリョウハイツ104号
債務者　清水由理香
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１７７号**
山口県光市三井１丁目６番２号
債務者　大江　重秋
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　山口地方裁判所周南支部

**平成２３年（フ）第１７８号**
山口県光市三井１丁目６番２号
債務者　大江　秀子
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　山口地方裁判所周南支部